

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年 3 月 24 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500804号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500265号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月11日の標準賞与額を18万6,000円、同年12月12日の標準賞与額を22万円、平成19年7月13日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成15年7月11日、同年12月12日及び平成19年7月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月11日、同年12月12日及び平成19年7月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月11日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成19年7月13日

請求期間においてA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該賞与を記録し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は請求期間①、②及び③において、A社から賞与の支払を受け、当時の厚生年金保険料率により算出された個人負担分の厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額により、請求期間①は18万6,000円、請求期間②は22万円、請求期間③は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かに

については不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500826号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500266号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年6月21日から同年9月4日まで

厚生年金保険の記録では、平成7年6月21日から同年9月4日までが被保険者期間となっていない。当該期間はA社の工場に正社員として勤めていたもので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された請求者の預金取引履歴明細表により、平成7年7月28日に給与振込が行われたことは確認できるが、同社の担当者は、入金元がわかるデータについて、保存期間経過のため確認できない旨陳述している。

また、請求者の請求期間に係る雇用保険の記録はない上、A社の事業主は、請求者に係る雇用契約書等の資料がなく、請求者が請求期間に勤務していたか否かについては不明である旨回答している。

さらに、請求者が事務担当者として姓を挙げた者について、請求期間当時にA社の総務部及び工場に所属していた複数の従業員に照会したが、当該担当者のことを記憶している者を確認することはできなかった。

加えて、請求者について、請求期間当時にA社の厚生年金保険被保険者記録を有する複数の従業員に照会したが、請求者のことを記憶している者を確認することはできなかった。

以上のことから、請求者が請求期間にA社に勤務していたことを確認することはできない。

また、請求者は請求期間に係る給与明細書等を保管しておらず、A社の事業主は、請求者に係る貸金台帳等の資料がないため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について不明である旨回答しているほか、C市役所の税務担当者は、請求者の請求期間に係る平成7年分の所得証明書について、保存期間経過のため確認できない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び

周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。